

佐世保市外国人材 受入・定着促進補助金

外国人材を雇用する市内事業者を対象に、就労環境・住居環境の整備や地域交流の取組に要する経費の一部を補助します。

対象

外国人材（技能実習、特定技能、技術・人文知識・国際業務のいずれかの在留資格）を、令和8年度（令和8年1月21日から令和9年1月20日までの期間）に新たに雇用する市内事業者

支援内容

【補助上限額】 新たに雇用する外国人材
1人あたり20万円(最大3人まで)
※地域交流等促進事業は1事業者あたり10万円

【補助率】 補助対象経費の2分の1（千円未満は切捨て）

【対象事業】 ①就労環境整備事業
②住居環境整備事業
③地域交流等促進事業
※裏面に詳細を記載しています

【補助対象経費】
外国人材の就労・住居環境の整備や地域交流等の取組に係る経費
謝金、旅費、需用費、備品購入費、委託料、
使用料及び賃借料、工事費 など

事業日程

令和8年5月22日（金）から令和9年1月8日（金）

※消印有効

※期間内であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します。

【お問い合わせ】

佐世保市商工労働課

Tel : 0956-37-6112（商工労働課直通）

✉ : syouko@city.sasebo.lg.jp

（ホームページURL）

<https://www.city.sasebo.lg.jp/keizai/syouko/gaikokujinzai.html>



補助対象事業概要

① 就労環境整備事業

社内掲示物や業務マニュアル等の多言語化等のほか、宗教・文化の多様性に配慮した施設の改修等、必要と認められる外国人材の就労環境の整備に取り組む事業

(例) 工場内の安全標識・案内表示の多言語化
作業手順書の多言語化(写真・図解入り) など

② 住居環境整備事業

エアコン等の家電や自転車の購入等のほか、宗教・文化の多様性に配慮した施設の改修等、必要と認められる外国人材の住居環境の整備に取り組む事業

(例) Wi-Fiルーター購入・ネット環境整備
ベッド・カーテン・照明などの生活家具整備 など

③ 地域交流等促進事業

文化体験や地域住民との交流を行う等、外国人材の定着促進のために取り組む事業

(例) 会社主体の交流イベント開催 など

補助対象経費

経費区分	内容
謝金	研修会等の講師等への謝礼金
旅費	研修等の講師派遣に係る交通費等
需要費	研修、地域交流等の消耗品費、材料費、資料印刷代等
備品購入費	外国人材の就業・生活環境の改善に資する備品の購入
委託料	外国人材の母国語への翻訳料等
使用料及び賃借料	会場、気合、車両等の借上げ料等
工事費	外国人材の就労・住居環境の改善に伴う工事費

申請方法

(1) オンライン申請

【現在準備中】

(2) 郵送

〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号

佐世保市経済部商工労働課 宛

(3) 窓口(商工労働課)

佐世保市役所本庁舎10階

※詳しくは市ホームページの「申請の手引き」をご覧ください。

留意事項

○補助対象経費は「消費税及び地方消費税」を除いた額とします。

○補助対象経費であっても、交付決定日より前に着手(契約や申込等)した経費は補助対象となりません。

○国、県、市等の助成制度による他の補助金等の交付を受ける事業は補助対象となりません。